|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 22 | 仮設住宅（民間のアパート）の申し込み | （アパート）のしみ |
| 地震で住居が全壊（大規模半壊を含む）して、自分の資力では住居が確保できない人は、市が借りた民間のアパートを仮設住宅として住むことができます。希望の物件を探して、申し込みをしてください。※「大規模半壊」とは、損害の割合が40％以上50%未満の住宅のことです。1. 入居者の条件（すべてに当てはまる人）(1) 20XX年X月XX日に、市内に住所がある人(2) 地震で住居が全壊（大規模半壊を含む）して、住む住宅がない人(3) 住居が確保できない人(4) 市を通して、住宅の応急修理をしていない人2. 費用負担(1) 入居者の負担A．光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費などB．仮設住宅を出る時に修理費用が敷金より高い場合の不足額※「敷金」とは、入居者が貸主に預ける保証金のことです。(2) 市の負担C．家賃D．礼金※「礼金」とは、家を借りる時に貸主に払うお金のことです。E．仲介手数料F．敷金G．火災保険等損害保険料3. 入居期間　最長２年間4. 必要書類・申込書・住民票（世帯全員）・り災証明書（コピー可）　＊り災証明書がない場合も申し込みできます。5. 申し込み受付の期間・場所X月X日(X)まではX X 臨時窓口X月X日(X)以降は市役所 X階必要書類を揃えて申し込みしてください。6. 問い合せ先XXXXXXXX | でがれて、でしいをつけることができないは、がりたアパートにむことができるがあります。これは「」といます。1. がりたアパートにむことができる（１〜４のがYESの）(1) 20XXXXXに、AAにんでいた(2) でがれて、むがない(3) でしいをつけることができない(4) にのをおいしていない2. お(1) あなたがうおA．・・ガス、、、、などB．をるときにをするためのおが、よりい、りないぶんのお※「」は、がをしてくれるに、あとでするためにに　っておくおのことです。(2) がうおC．（うお）D．（をりるときに１だけうお）E．（をしてくれたに１だけうおF．G．（になったときなどのためののお）3. むことができる　２まで4. なもの・・（）・り（コピーOK）　＊りがなくてもしみできます。5. しみの・XX(X)まではX X XX(X)は Xなものをっててください。6. いせ　XXXXXXXXよくわからないときは、くにいるやなどにしてください。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 見出し／本文 | やさしい日本語 |
| 22 | 仮設住宅（民間のアパート）の申し込み | 仮設住宅（かせつじゅうたく）（アパート）の申（もう）し込（こ）み |
| 地震で住居が全壊（大規模半壊を含む）して、自分の資力では住居が確保できない人は、市が借りた民間のアパートを仮設住宅として住むことができます。希望の物件を探して、申し込みをしてください。※「大規模半壊」とは、損害の割合が40％以上50%未満の住宅のことです。1. 入居者の条件（すべてに当てはまる人）(1) 20XX年X月XX日に、市内に住所がある人(2) 地震で住居が全壊（大規模半壊を含む）して、住む住宅がない人(3) 住居が確保できない人(4) 市を通して、住宅の応急修理をしていない人2. 費用負担(1) 入居者の負担A．光熱水費、管理費、共益費、駐車場費、自治会費などB．仮設住宅を出る時に修理費用が敷金より高い場合の不足額※「敷金」とは、入居者が貸主に預ける保証金のことです。(2) 市の負担C．家賃D．礼金※「礼金」とは、家を借りる時に貸主に払うお金のことです。E．仲介手数料F．敷金G．火災保険等損害保険料3. 入居期間　最長２年間4. 必要書類・申込書・住民票（世帯全員）・り災証明書（コピー可）　＊り災証明書がない場合も申し込みできます。5. 申し込み受付の期間・場所X月X日(X)まではX X 臨時窓口X月X日(X)以降は市役所 X階必要書類を揃えて申し込みしてください。6. 問い合せ先XXXXXXXX | 地震（じしん）で家（いえ）が壊（こわ）れて、自分（じぶん）で新（あたら）しい家（いえ）を見（み）つけることができない人（ひと）は、市（し）が借（か）りたアパートに住（す）むことができる場合（ばあい）があります。これは「仮設住宅（かせつじゅうたく）」と言（い）います。1. 市（し）が借（か）りたアパートに住（す）むことができる人（ひと）（１〜４の全部（ぜんぶ）がYESの人（ひと））(1) 20XX年（ねん）X月（がつ）XX日（にち）に、AA市（し）に住（す）んでいた人（ひと）(2) 地震（じしん）で家（いえ）が壊（こわ）れて、住（す）む家（いえ）がない人（ひと）(3) 自分（じぶん）で新（あたら）しい家（いえ）を見（み）つけることができない人（ひと）(4) 市（し）に家（いえ）の修理（しゅうり）をお願（ねが）いしていない人（ひと）2. お金（かね）(1) あなたが払（はら）うお金（かね）A．電気（でんき）・水（みず）・ガス、管理費（かんりひ）、共益費（きょうえきひ）、駐車場（ちゅうしゃじょう）、自治会費（じちかいひ）などB．仮設住宅（かせつじゅうたく）を出（で）るときに部屋（へや）を修理（しゅうり）するためのお金（かね）が、敷金（しききん）より高（たか）い場合（ばあい）、足（た）りないぶんのお金（かね）※「敷金（しききん）」は、市（し）が家（いえ）を貸（か）してくれる人（ひと）に、あとで修理（しゅうり）するために先（さき）に払（はら）　っておくお金（かね）のことです。(2) 市（し）が払（はら）うお金（かね）C．家賃（やちん）（毎月（まいつき）払（はら）うお金（かね））D．礼金（れいきん）（家（いえ）を借（か）りるときに１回（かい）だけ払（はら）うお金（かね））E．仲介手数料（ちゅうかいてすうりょう）（家（いえ）を紹介（しょうかい）してくれた人（ひと）に１回（かい）だけ払（はら）うお金（かね）F．敷金（しききん）G．火災保険等損害保険料（かさいほけんとうそんがいほけんりょう）（火事（かじ）になったときなどのための保険（ほけん）のお金（かね））3. 住（す）むことができる期間（きかん）　２年間（ねんかん）まで4. 必要（ひつよう）なもの・申込書（もうしこみしょ）・住民票（じゅうみんひょう）（世帯全員（せたいぜんいん））・り災証明書（さいしょうめいしょ）（コピーOK）　＊り災証明書（さいしょうめいしょ）がなくても申（もう）し込（こ）みできます。5. 申（もう）し込（こ）み受付（うけつけ）の期間（きかん）・場所（ばしょ）X月（がつ）X日（にち）(X)まではX X 臨時窓口（りんじまどぐち）X月（がつ）X日（にち）(X)以降（いこう）は市役所（しやくしょ） X階（かい）必要（ひつよう）なものを全部（ぜんぶ）持（も）って来（き）てください。6. 問（と）い合（あわ）せ先（さき）　XXXXXXXXよくわからないときは、近（ちか）くにいる日本人（にほんじん）や市役所（しやくしょ）などに相談（そうだん）してください。 |